

食 料品を募集します (フードドライブ)

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎(43)2288

「家庭で眠っている食料品はありませんか」

仙北市では、次のとおり食料品を集める運動(フードドライブ)を実施します。
皆さんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。皆さんのご協力をお願いします。

● 実施期間 / 2月1日(水)～28日(火)の8時30分～17時15分(土日祝日は除く)

- 受取窓口 /
▼ 社会福祉課(西木庁舎)、各地域センター・出張所
- ▼ 仙北市社会福祉協議会 各支所
- 提供いただきたい食料品 /
▼ 穀類(米・乾麺・小麦粉など)
▼ 調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど)
▼ 缶詰(魚・肉・果物など)
▼ お菓子類
▼ インスタント食品
▼ レトルト食品
▼ のり、お茶、粉ミルクなど

● 提供いただきたい食料品の条件 /

- ▼ 包装や外装が破損していないもの
 - ▼ 生鮮食品以外のもの
 - ▼ 未開封のもの
 - ▼ 賞味期限が明記されており、1か月以上先のもの
 - ▼ 包装や外装を移し替えていないもの(お米は除く)
- ※以上の条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合もありますので、予めご了承ください。



就 学援助制度の お知らせ

【問合せ】教育総務課(角館庁舎) ☎(43)3382

経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度です。

- 援助を受けることができる方 /
▼ 生活保護を受けている方
- ▼ 生計を一にする世帯員全員を対象とした申請年度の前年中の収入と保護基準額を比較した結果が、生活保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認定した方
- ▼ 家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると教育委員会が認定した方
- 援助の内容 / 学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、給食費、医療費(学校から治療の指示を受けた学校保健安全法で定める疾病の費用)です。
- 申請方法 / 申請書類は教育委員会(角館庁舎)、各小・中学校、各地域センター・出張所にあります。また、市ホームページからも印刷できます。家庭の状況を伺うため面談を行いますので問合せ先までご連絡ください。なお、現在すでに認定されている方には後日個別に申請書類をお送りします。

※継続して就学援助を希望する方でも、毎年度、申請が必要です。



仙 北市育英奨学資金 奨学生を募集します

【問合せ】教育総務課(角館庁舎) ☎(43)3382

この奨学資金は、仙北市の将来を担う学生・生徒の向学の志を支援することによって有為な人材の育成を図るための制度です。

- 応募資格 / 次のいずれにも該当する方
- ▼ 保護者の住所が現に仙北市にある方
- ▼ 義務教育を修了している方
- ▼ 心身共に健康で学業成績優秀な方
- ▼ 経済的理由で修学困難な方
- 貸与限度額(月額) /
▼ 大学(短大、専門学校、大学院含む) 4万円以内
- ▼ 高校 2万円以内
- 提出書類 /
▼ 奨学資金奨学生申請書
- ▼ 合格通知書または入学、在学を証明できる書類(各学校指定様式)
- ▼ 住民票(世帯全員がついたもの)
- ▼ 仙北市育英奨学資金奨学生推薦書
- ▼ 学業成績証明書
- ▼ 市県民税世帯証明書(世帯全員の前年度の所得を証明できる書類)



- ※貸与決定後、連帯保証人の印鑑証明書
- 申請書類請求・提出先 / 教育委員会(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所
- ※様式は市のホームページからも印刷できます。
- 貸与期間 / 平成29年4月から卒業の月まで
- 申込期間 / 2月1日(水)～3月31日(金)
- ※審査後、奨学生に決定した方は、面接を行います。

平成29年度「交通災害共済・不慮の災害共済」 加入申し込み受付開始

【問合せ】市民生活課(角館庁舎) ☎(43)3308

交通災害共済 年間掛金 300円	不慮の災害共済 年間掛金 700円
道路上で自動車、バイク、自転車に乗っていて、衝突・接触・転倒した事故、また、歩行中にこれらの乗り物にひかれたりした場合に、共済金が支給されます。	急激かつ偶発的な外来の事故(作業中の事故、スポーツ、レクリエーション中の事故)、地震や火災などの災害により死傷した場合に、共済金が支給されます。
死亡 100万円 入院1日 2,000円 通院1日 800円	死亡 60万円 入院1日 1,100円 通院は対象外

- 加入資格 / 仙北市に住んでおり、住民基本台帳に記録されている方
- 共済期間 / 平成29年4月1日～平成30年3月31日
- ※4月1日以降に加入した場合は、翌日から平成30年3月31日
- 加入受付期間 / 2月1日(水)から通年加入可
- ※取扱金融機関では2月1日(水)から7月31日(月)まで
- 加入受付窓口(平日のみ) / 市民生活課(角館庁舎)、田沢湖・西木地域センター、各出張所、取扱金融機関
- ※共済金の請求方法など、詳細については「広報せんぼく2月1日号」に折り込みのパンフレットまたは秋田県市町村総合事務組合ホームページをご覧ください。

市 町村型浄化槽を 設置した皆さんへ

【問合せ】下水道課
(西木庁舎) ☎(43)2296

市が設置した合併浄化槽を使用されている方は、使用料金を使用人数により算定しています。使用人数に変更が生じた場合(出生・死亡・婚姻・転出・転入等)、届け出を必ず

要があります。最寄りの市役所各庁舎・出張所で、速やかに届け出をしてください。なお、進学・出稼・入院等で長期にわたり不在となる場合も届け出が必要です。

イノシシに ご注意ください

【問合せ】農山村活性化課
(西木庁舎) ☎(43)2207

玉川地区、乳頭温泉地区、田沢湖石神地区からイノシシの目撃情報が寄せられています。現在のあるところ、人への被害報告はありませんが、イノシシを目撃等した場合は、農山村活性化課までご連絡いただくとともに、次のことに注意しましょう。

- 注意事項 /
▼ 近寄らず、ゆっくり静かにその場から離れてください。イノシシが近づいてきた場合は、イノシシと向かい合ったままゆっくり後ずさりし、速やかにその場を離れてください。
- ▼ イノシシを刺激しないようにしてください。
- ▼ エサになりそうな食物は体から離してください。
- ▼ 犬を連れていたときは危険であり、イノシシは犬と飼い主を敵と判断し、攻撃してくる可能性があります。イノシシが近づいてきたらリードを手放して避難してください。



生保内財産区管理会委員一般選挙 のお知らせ

任期満了に伴う生保内財産区管理会委員一般選挙（定数7人）が平成29年3月7日（火）に告示、平成29年3月12日（日）に投票と決まりました。

投・開票予定日時と会場

平成29年**3月12日（日）**

投票 7:00～17:00（市内4投票所）
開票 18:00～（田沢湖総合開発センター）

投票できる方

次の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている方

- ▶年齢／平成11年3月13日以前に生まれた方
- ▶住所／平成28年12月6日以前から引き続き生保内財産区の区域内に住んでいて、住民基本台帳に登録されている方

※修学のため市外に居住している学生の方は、投票できません。
※入場券が届いても、生保内財産区の区域外へ転出（転居）した場合は投票できません。期日前投票ができる期間であれば、転出（転居）届を提出する前に、期日前投票を行うことができます。

当日投票所

入場券が届きましたら、投票場所を必ず確認してください。

投票区	投票所
石神	石神会館
武蔵野	武蔵野会館
生保内	田沢湖健康増進センター
潟	潟文化センター

立候補予定者説明会

次のとおり開催しますので、立候補を予定している方はご出席ください。

日時／**2月15日（水）10:00**
場所／仙北市役所 田沢湖庁舎3階 第1会議室

立候補 資格要件

生保内財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する方で、選挙期日（3月12日）までに満25歳以上に達する方

※生保内財産区の区域内とは、住所表示が田沢湖「生保内字〇〇」「刺巻字〇〇」「潟字〇〇」「田沢字先達沢国有林」のいずれかの地域をいいます。

期日前投票のできる期間

平成29年**3月8日（水）～3月11日（土）**

※投票日当日に仕事などのために投票所に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	投票時間
仙北市役所田沢湖庁舎	8:30～20:00

※この選挙では、不在者投票制度を適用していないため、旅行先の他市町村や病院施設での不在者投票はできませんので、あらかじめご承知おきください。

問合せ 仙北市選挙管理委員会 ☎ 43-1150

市立角館総合病院 新病院開院について シリーズ1



移転改築を進めている新病院建築が2月に完成を迎え、平成29年4月1日に新病院を開院する運びとなりました。新病院開院の外来診療や開院に向けたスケジュール等をシリーズでお知らせします。

今回は、新病院での外来診療についてお知らせします。外来は4つのブロックによる受付と電子カルテの導入等により、受付や受診の仕方が次のように変わります。

総合受付 8:00～11:00
新患の方は10:30まで

再来受付機稼働時間 8:00～11:00
午後の診療科は上記の時間と13:00～15:00まで稼働します。

受付された方

総合受付・再来受付機で受付後、受付票をブロック受付に提出してください。ブロックで受付けて初めて診療がスタートします。

新患および紹介状をお持ちの方

- ①新患受付票を記入し、保険証等と一緒に総合受付に提出ください。
- ②受付票を受け取り、ブロック受付へ提出してください。

再来の方

- ◎再来受付機で受付を行い、受付票と保険証等を一緒にブロック受付へ提出してください。
- ◎前回受診から7か月以上経過しての受診の場合、再来受付機での受付はできませんので総合受付においてください。

予約票をお持ちの方

- ◎前回受診から6か月以内の方も再来受付機で受付をしてください。その後は、再来の方と同様です。
- ◎前回受診から7か月以上経過して予約の方は再来受付機での受付はできませんので総合受付においてください。

複数科受診の方

1日2科までとなります。
※3科以上は受診できません。

投薬・リハビリを希望される方

再来受付機で受付を行い、ブロック受付へ受付票を提出してください。
※薬のみの受付はございません。継続して投薬希望の方は、次回処方を受ける日を予約してください。

【問合せ】市立角館総合病院（角館町上野）☎ 54-2111

都市計画道路の 変更案を縦覧します

【問合せ】都市整備課都市整備係
（西木庁舎）☎ 43-2295

- 内容／仙北都市計画道路の変更「中央線・大町通線・横町菅沢線」
- 日時／2月14日（火）までの8時30分～17時15分（土・日を除く）
- 場所／秋田県建設部都市計画課、秋田県仙北地域振興局建設部用地課、仙北市建設部都市整備課